

下松市上下水道事業審議会

【第2回】料金のあり方について

令和8年7月30日（木）



下松市上下水道局

令和8年度第1回審議会のおさらい（令和8年4月28日）

下松市水道事業経営戦略の改定について

- 財政収支のシミュレーション結果
- 現行の水道料金を維持した場合の試算
- 水道料金を見直した場合の試算
- まとめ

下松市水道事業経営戦略 財政収支のシミュレーション結果を 公表しました。

財政収支のシミュレーションをしています

計画期間内の収支計画について、現行の水道料金を維持した場合と水道料金を見直した場合で財政収支を試算しています。

- ・ 現行の水道料金体系を維持した場合
- ・ 水道料金を見直した場合

改定時期：令和9年度

料金改定：県内で2番目に安い水道料金と同水準

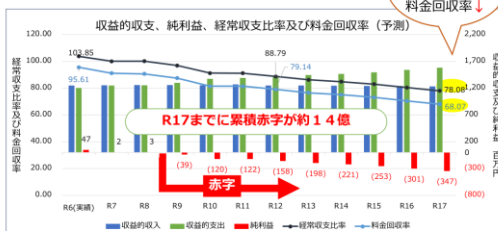
令和8年度第1回審議会のおさらい（令和8年4月28日）

下松市水道事業経営戦略の改定について

- 財政収支のシミュレーション結果
- 現行の水道料金を維持した場合の試算
- 水道料金を見直した場合の試算
- まとめ

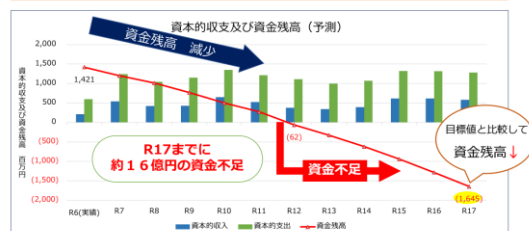
資金不足に陥り事業継続が困難になる見通しです。

各比率及び純利益の予測



収益的収入は給水人口減少に伴い減少傾向で推移します。一方で、収益的支出は上昇傾向で推移し、令和9年度に赤字が発生した後年々赤字が拡大する見通しです。

資本的収支及び資金残高の予測



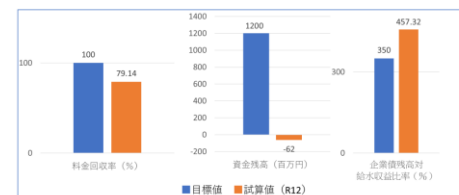
老朽化した水道施設の更新に今後多額の事業費が見込まれます。計画通り建設改良事業を実施すれば、現行料金では資金残高が減少し続け令和12年度には資金不足に陥る見込みです。

企業債残高及び企業債残高対給水収益比率の予測



水道料金収入が減少する一方で、更新費用に係る財源確保のため企業債借入の増加が見込まれます。企業債残高の増加に伴って企業債残高対給水収益比率が高くなり、将来世代に多くの負担を残すことになります。

現行料金を維持した場合の試算（まとめ）



目標に掲げた数値にも達しない状況

現行料金を維持した場合、財政収支の試算から計画期間中に資金不足に陥り事業継続が困難となる見通しとなりました。



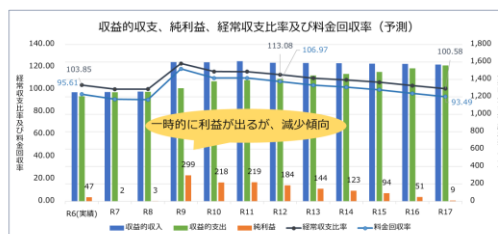
令和8年度第1回審議会のおさらい（令和8年4月28日）

下松市水道事業経営戦略の改定について

- 財政収支のシミュレーション結果
- 現行の水道料金を維持した場合の試算
- 水道料金を見直した場合の試算
- まとめ

安定した事業運営となりますが、再度料金水準の見直しの検討が必要となります。

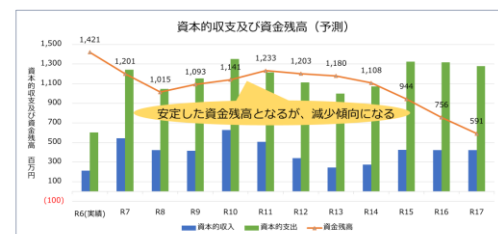
各比率及び純利益の予測



収入は一時的に増加するものの、その後は給水人口減少に伴い減少傾向で推移します。支出は老朽化対策事業による減価償却費の増加・物価高騰等により増加傾向で推移し、利益も減少傾向が続く見込みです。

26

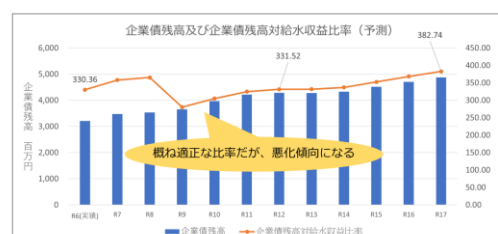
資本的収支及び資金残高の予測



水道料金の見直しにより、計画通り建設改良事業を実施した場合でも資金残高は安定する見込みですが、計画の後期は減少傾向になる見込みです。

27

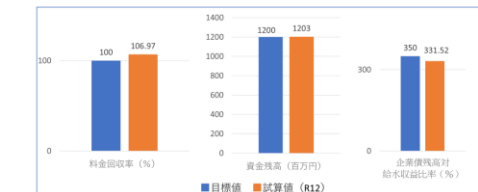
企業債残高及び企業債残高対給水収益比率の予測



水道料金収入（財源）を確保することにより企業債への依存度が低くなり、適正な企業債残高を維持することができます。世代間公平性の観点から概ね妥当と判断できます。計画の後期は、給水収益の減少に伴い比率は悪化傾向となる見込みです。

28

水道料金を見直した場合の試算（まとめ）



水道料金を見直した場合、安定した事業運営が可能となる見込み

ただし、収益的（水道料金）収入の増加は一時的なものです。収入の減少と費用の増加は変わらず継続していくと予測され、試算では再度料金水準の見直しの検討が必要となります。



29

令和8年度第1回審議会のおさらい（令和8年4月28日）

下松市水道事業経営戦略の 改定について

- 財政収支のシミュレーション結果
- 現行の水道料金を維持した場合の試算
- 水道料金を見直した場合の試算
- まとめ

水道料金の見直しが必要となります。

第1回審議会のまとめ

下松市水道事業経営戦略改定の結果

現行水道料金で事業運営すると

さらなる経営成績
の悪化

資金不足

事業継続が
困難

水道料金の見直しが必要



水道料金の法的根拠

【地方公営企業法第21条】

(料金)

第二十一条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、**公正妥当**なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における**適正な原価**を基礎とし、地方公営企業の**健全な運営を確保**することができるものでなければならない。

【水道法第14条】

(略)

1 料金が、能率的な経営の下における**適正な原価**に照らし、**健全な経営を確保**することができる**公正妥当**なものであること。

2 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。

3 (略)

4 特定の者に対して**不当な差別的取扱い**をするものでないこと。

水道料金の決定原則

① 公正妥当性

- 適正なサービスと料金水準
- 公平な料金体系

② 適正な原価

- 原価主義
(総括原価・個別原価)

③ 健全運営の確保

- 事業報酬 (資産維持費)

本市水道料金体系 (H3/4/1～) ※1ヶ月分 税抜き

水道料金（用途別・逦増型料金体系 基本水量制あり）

用途別	最低料金 (1ヶ月あたり)		超過料金
	基本 水量	料金	
家事用	10m ³	680円 ※3m ³ 以下380円	30m ³ まで 68円/m ³ 30m³を超えるもの 77円/m³※逦増型
営業用	10m ³	680円	
公衆浴場用	100m ³	3,800円	1m ³ につき38円
市立施設用	10m ³	680円	1m ³ につき68円
船舶 臨時用	1m ³	134円	1m ³ につき134円
私設消火栓	1個	1回	10分ごとに368円

メーター使用料

口径 (mm)	料金 (円)
13	35
20	45
25	50
40	100
50	800
75	1,100
100	1,400
150	2,600
200	4,100
250	6,500

水道料金見直しの方向性

- 水道料金算定要領※ (日本水道協会)
に基づき算定します。

※以下「算定要領」という

- 料金算定期間

令和 9 年度～令和 12 年度（4 年間）

「算定要領」の算定期間は、概ね 3 年から 5 年が基準

水道料金見直しの方向性

- 公正妥当性の観点から、見直しを行います。

料金体系

用途別



口径別

基本水量制

あり



廃止

超過料金

逦増制



均一制

水道料金見直しの方向性

- 適正な原価の観点から、**原価主義**に基づきます。



総括原価



個別原価

水道料金見直しの方向性

- 健全運営の確保の観点から、
事業報酬（**資産維持費**）を算入します。

経営戦略目標数値(令和12年度)が達成できる水準

とします。

※前回改定時（H3）には事業報酬（資産維持費）は算定していない。

水道料金見直しの方向性

【参考】下松市水道事業経営戦略 目標数値

●採算性の確保

項目	令和6年度 (実績)	令和7年度 (速報)	令和12年度 (目標)
料金回収率	95.61%	93.35%	100%以上

給水に係る費用が給水収益で賄えるよう料金回収率を100%以上になることを目標とします。

●事業運営資金の確保

項目	令和6年度 (実績)	令和7年度 (速報)	令和12年度 (目標)
資金残高(千円)	1,420,881	1,431,622	1,200,000

安全な水の安定供給のため確保すべき事業運転資金として、12億円以上の資金(1年間の給水収益相当分)を確保することを目標とします。

●企業債残高の抑制

項目	令和6年度 (実績)	令和7年度 (速報)	令和12年度 (目標)
企業債残高 対給水収益比率	330.36%	326.94%	350%程度以内

世代間の公平性の観点から企業債残高対給水収益比率は、今後増大する施設更新や物価高騰等を考慮し、給水収益の約350%(3.5倍)程度以内を目安とします。

水道料金見直しの方向性

- 経営健全化を図りつつ、

水道料金の安さ 山口県内で 1 位を堅持

平均改定率 20%～30%（上限35%）

住みよさランキングの指標（東洋経済新報社）

【参考】 1 か月：口径13mm、使用量24m³の場合

下松市（R 8. 4 月時点全国 4 位）：1,833円（税込）/月

山口県内 2 位：岩国市 2,640円（税込）/月（全国31位）

水道料金見直しの方向性

●用途別料金体系 → 口径別料金体系へ

なぜ、用途別から口径別なのか

区分	用途別料金体系	口径別料金体系
特徴	用途（家事用、業務用等）別に料金を設定	水道メーターの口径の大きさに応じて料金を設定
メリット	水道の用途を家事用とそれ以外とに区分して料金を設定することで、生活用水の低廉化が図れる	使用水量が概ね水道メーターの口径の大小に対応しているため、 費用負担の公平性と料金体系の明確性が確保できる（個別原価主義）
デメリット	用途の区分方法に明確な基準がなく、公平性に欠ける	用途別料金体系と比較し、生活用水の使用者に求める負担が大きくなる

「算定要領」では、個別原価主義を一般原則としており、用途別料金体系について漸進的に解消することとされている。

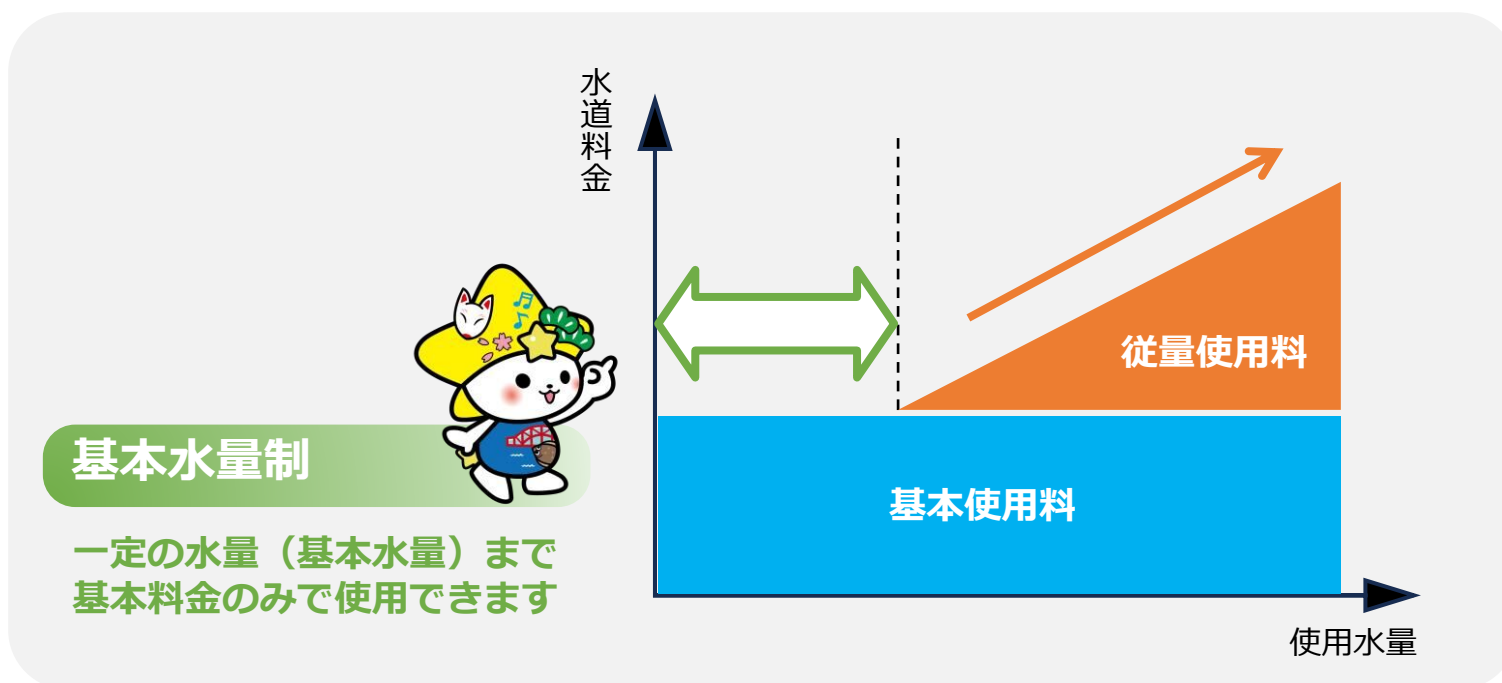
【参考】県内では2市（下松市含む）以外は口径別料金体系を採用している。

水道料金見直しの方向性

●基本水量制 → 廃止へ

基本水量制とは

「公衆衛生の向上」の観点から、基本料金に一定の水量（基本水量）を付与し、全ての使用者に対して最低限の生活用水を平等に確保するとともに、料金の低減化を図るために導入されたもの。



基本水量制を廃止する理由

近年…

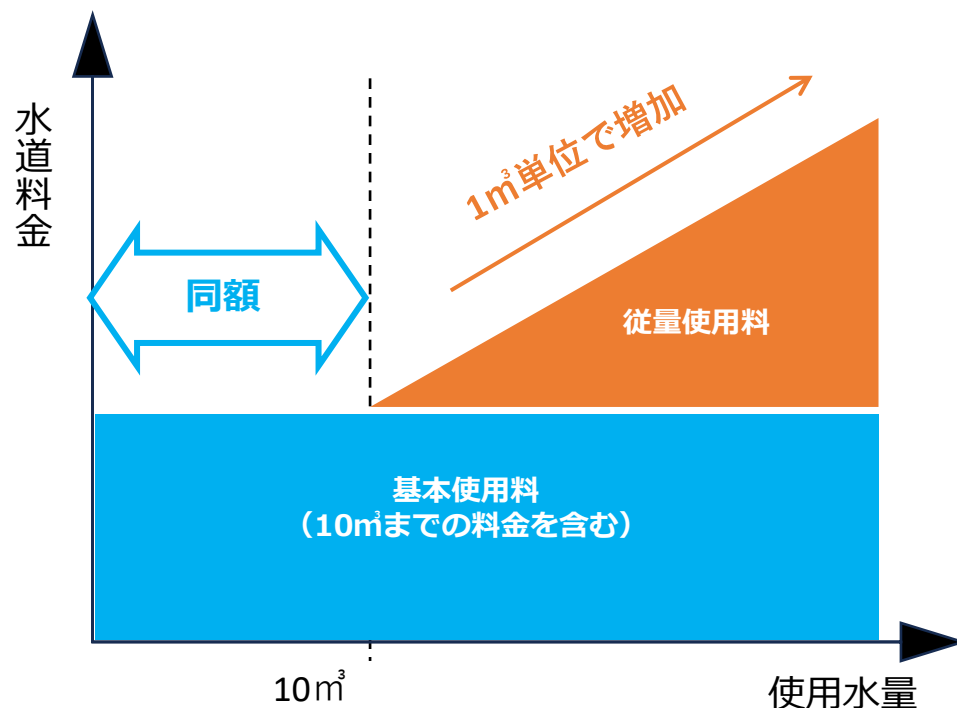
単身世帯
増加

節水機器
の普及等

基本水量に満たない世帯が増加

算定要領では、「**公衆衛生の向上を急務とする時代ではなく、基本水量制設定の必要性が乏しい**」とし、全国的に廃止する事業者が増加している。

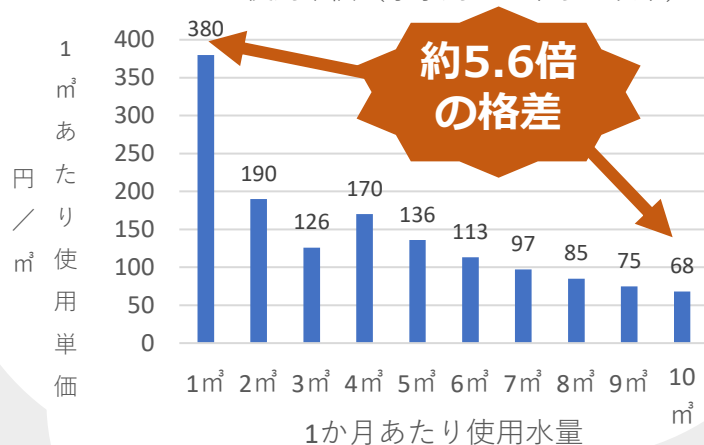
【現行料金】



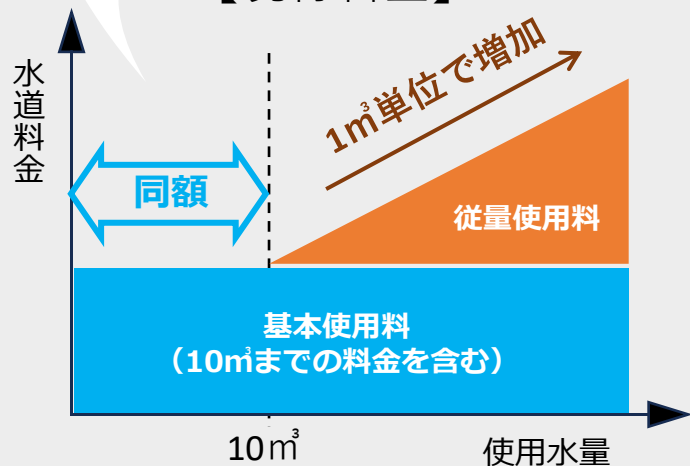
【参考】県内では4市（下松市含む）が基本水量制あり。残り9市は廃止している。

基本水量制を廃止する理由

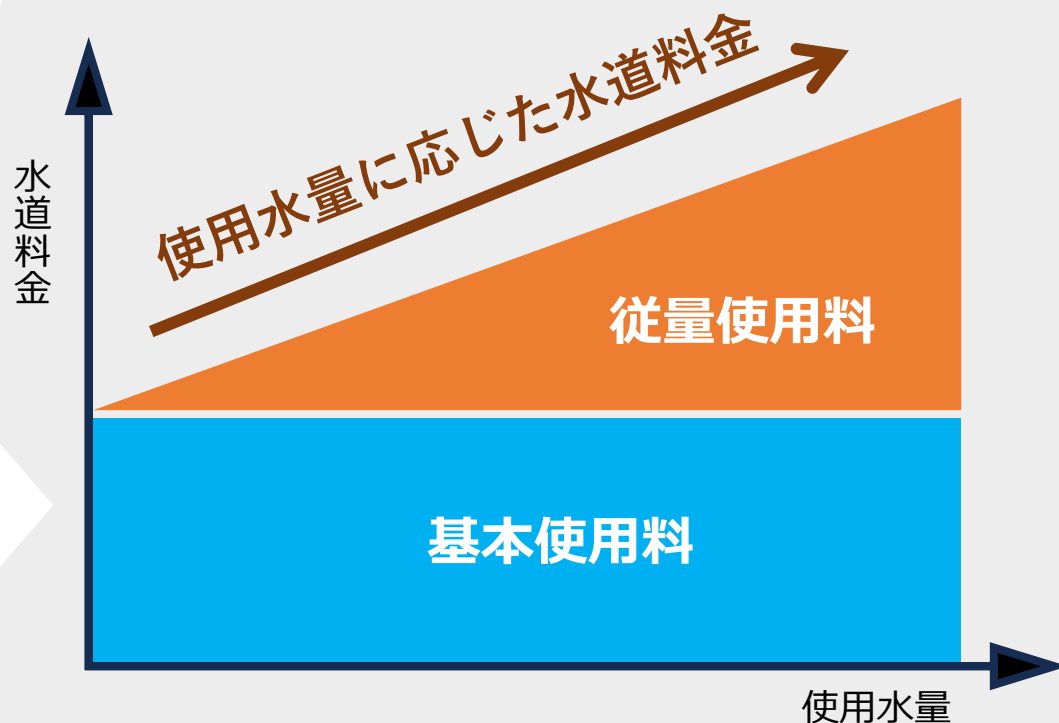
1m³あたりの使用単価（家事用・基本水量以下）



【現行料金】



【新料金】



水道料金見直しの方向性

- 超過料金
逡増制 → 均一制へ

逓増制とは

逓増(ていぞう)料金

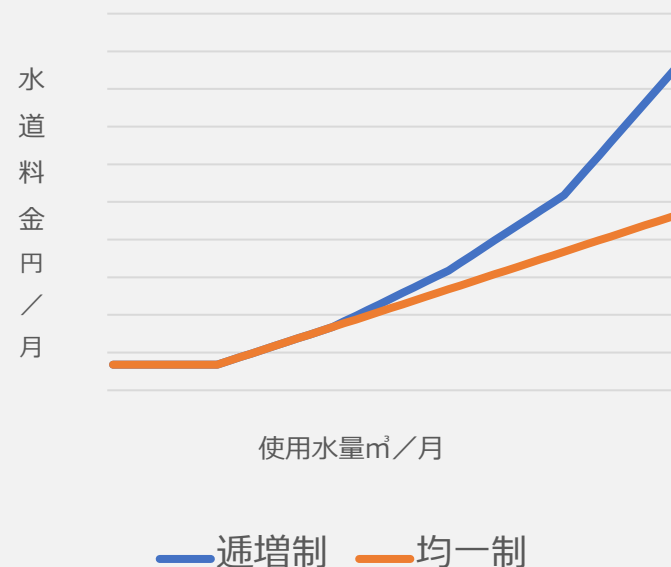
使用水量が多くなるほど単価が高くなる料金

水源開発や施設拡張等に多額の費用を要することから、これに伴う費用を大口需要者の料金に反映させるとともに、限りある水資源を大切に利用していただくため。

本市でも

環境的観点から昭和44年に採用

【逓増型・均一型のイメージ】



超過料金【 逦増制 ➡ 均一制 】にする理由

区分	逦増制	均一制
特徴	使用水量の増に伴い単価増	使用水量に関わらず同一単価
メリット	・ 多量使用を抑制できる。 ・ 大口使用者の水道料金を高くすることにより、一般家庭の料金を安くし、水の合理的な使用を促す。	・ 大口使用者の給水量の影響を受けにくい。 ・ 給水収益の安定化につながる。 ・ 多量使用者と少量使用者間の負担の公平性が保たれる。
デメリット	大口使用者の使用量に比重を置いた料金体系は、大口使用者の給水量の影響を受けやすい。 (給水収益が不安定)	逦増制と比較し、生活用水の使用者に求める負担が大きくなる。

「算定要領」では、「**均一制**」が原則。従量料金の差別料金は廃止。ただし、激変緩和として、将来的には解消することを前提に経過措置としている。

【参考】県内でも4市が「均一制」を採用。

超過料金【 逡増制 → 均一制 】にする理由

- 近年、人口減少等により水需要が減少している。

(ピークH6配水量 : 18,163,290 m^3 → 最新R7配水量 : 14,001,356 m^3)

約23%
減少

- 豊富な水源 (湧水に強い) 2つの県営ダム

→ 過度に多量使用を抑制しなくてもよい

- 超過料金単価の差が少ない (逡増度も低い)

30 m^3 まで . . . 68円/ m^3

30 m^3 を超えるもの . . . 77円/ m^3 ※差9円/ m^3

水道使用を促す観点からも
「逡増制」から「均一制」に移行したい。

水道料金算定のプロセス

財政計画の策定

- ・ 料金算定期間の決定
- ・ 需給計画の基本方針の決定
- ・ 財政収支の見積り

料金水準の算定
(総括原価の算定)

- ・ 料金総収入額の算定
- ・ 関連収入の控除
- ・ 資産維持費の算入

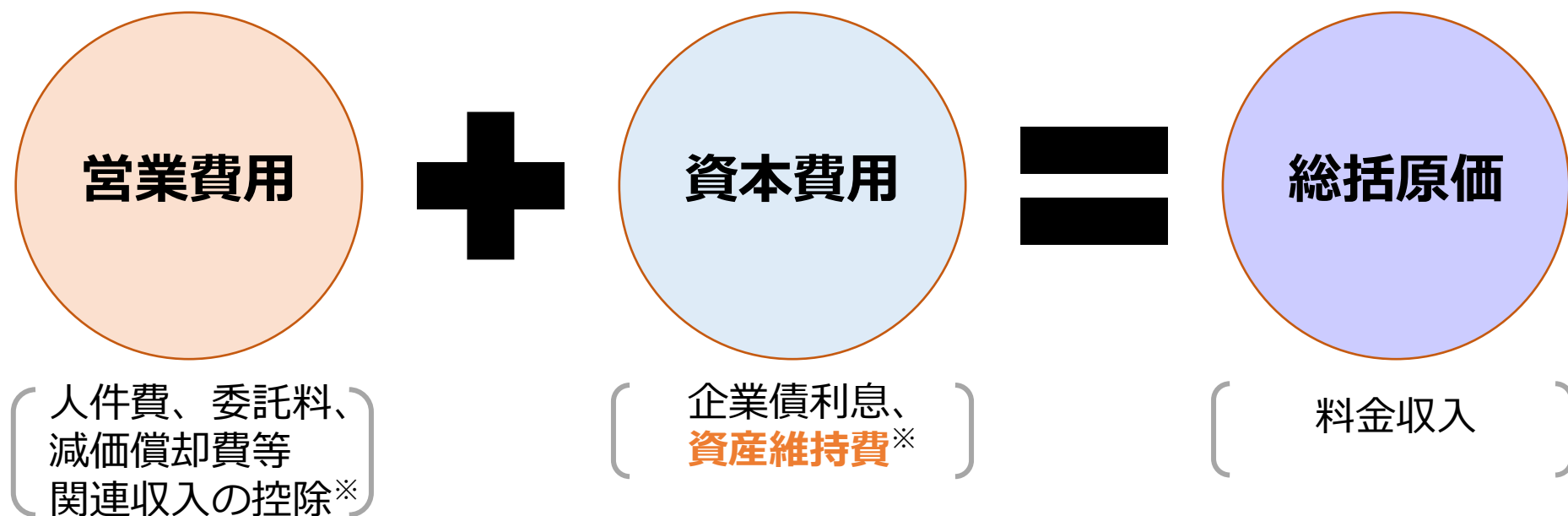
料金体系の設定
(個別原価の算定)

- ・ 料金体系の選択
- ・ 原価の分解
- ・ 原価の配賦

料金表の確定

適正な料金水準算定（総括原価方式）

水道事業経営に必要な費用の合計を「総括原価」として算定し、
総括原価と料金収入の総額が一致するように水道料金が算定される。



※関連収入の控除：給水収益以外の収益を控除

※資産維持費：将来の施設の改修・更新等に必要となる費用

適正な料金水準算定（総括原価方式）

資産維持費とは・・・

物価上昇による工事費の増大等に対応して、実体資本を維持し、適切な給水サービスを継続していくために総括原価への算入が求められているもの。

算出式

$$\text{資産維持費} = \text{対象資産}^{\times} \times \text{資産維持率}^{\times}$$

※対象資産：償却資産額の料金算定期間期首及び期末の平均残高とし、遊休資産を除くなど将来的にも維持すべきと判断される償却資産。

※資産維持率：概ね3%程度（算定要領）

料金体系の設定

確定

財政計画の策定

料金水準の算定
(総括原価の算定)

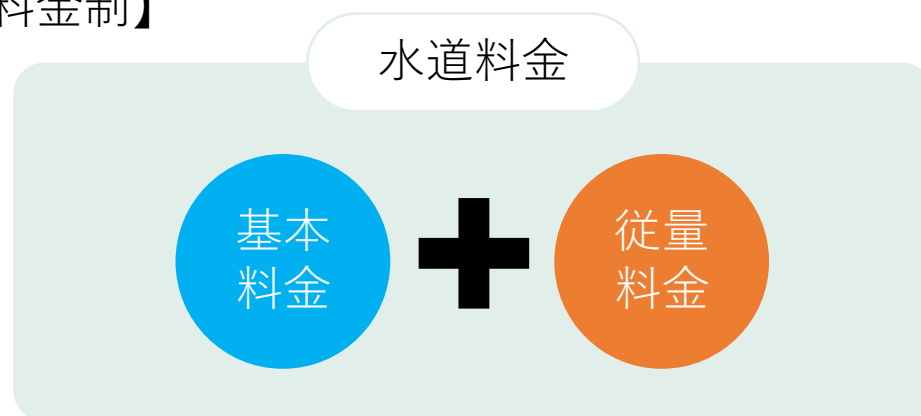
料金体系の設定
(個別原価の算定)

料金表の確定

料金体系を選択し、個別原価主義※に基づき料金を決定する。

一般的に水道料金は、安全でおいしい水を供給できる体制を維持するため、「基本料金」と、「従量料金」から構成される「二部料金制」を採用している。

【二部料金制】



※個別原価主義・・・料金を、個々のサービスの供給に必要な原価に基づいて設定しようとする考え方。

料金体系の設定

【二部料金制イメージ】



従量料金

使用水量に応じて、水道使用者に負担してもらう料金

例) 動力費・薬品費等

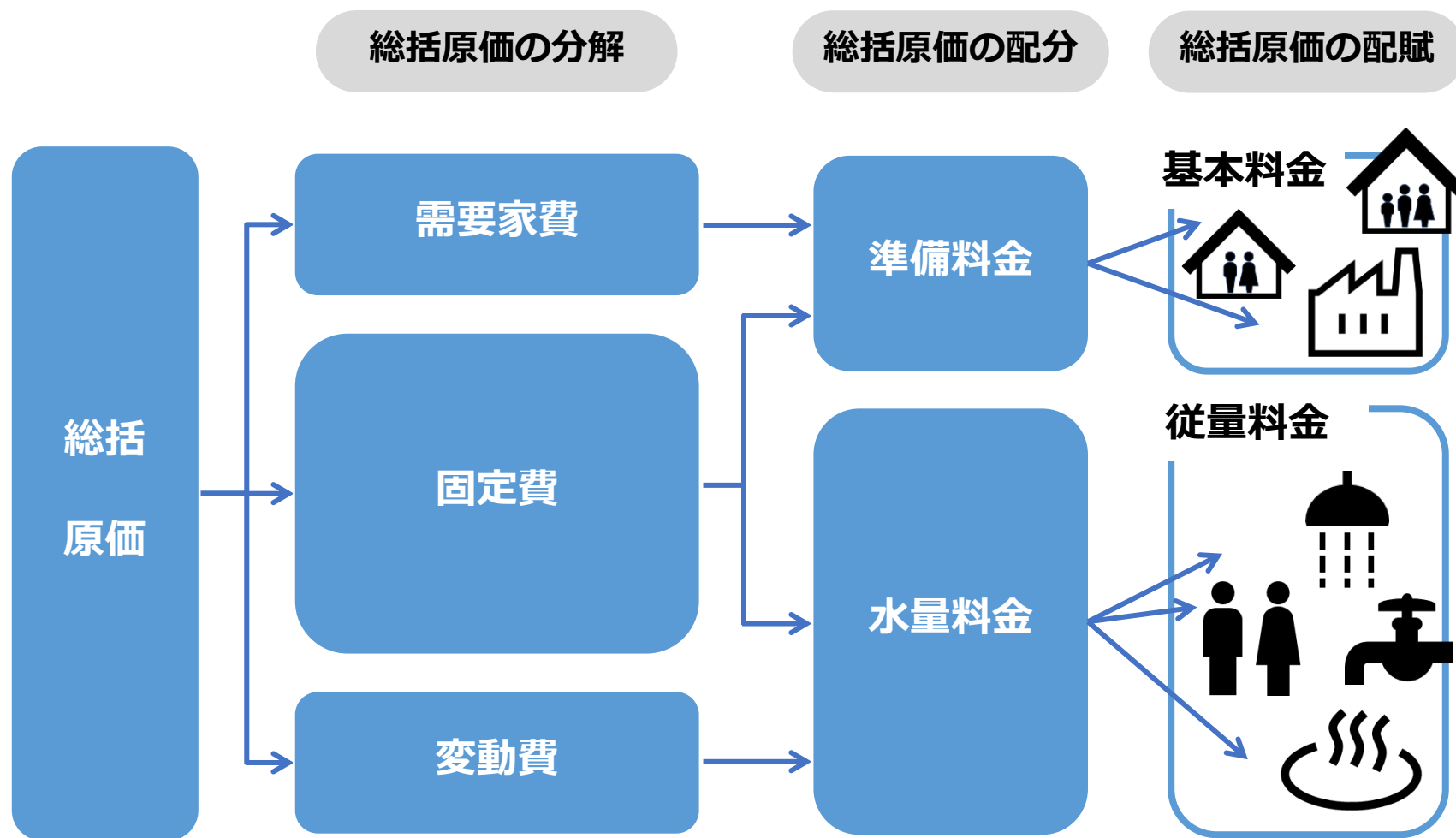
基本料金[※]

使用水量の有無に関係なく給水準備のために、水道使用者に負担してもらう料金

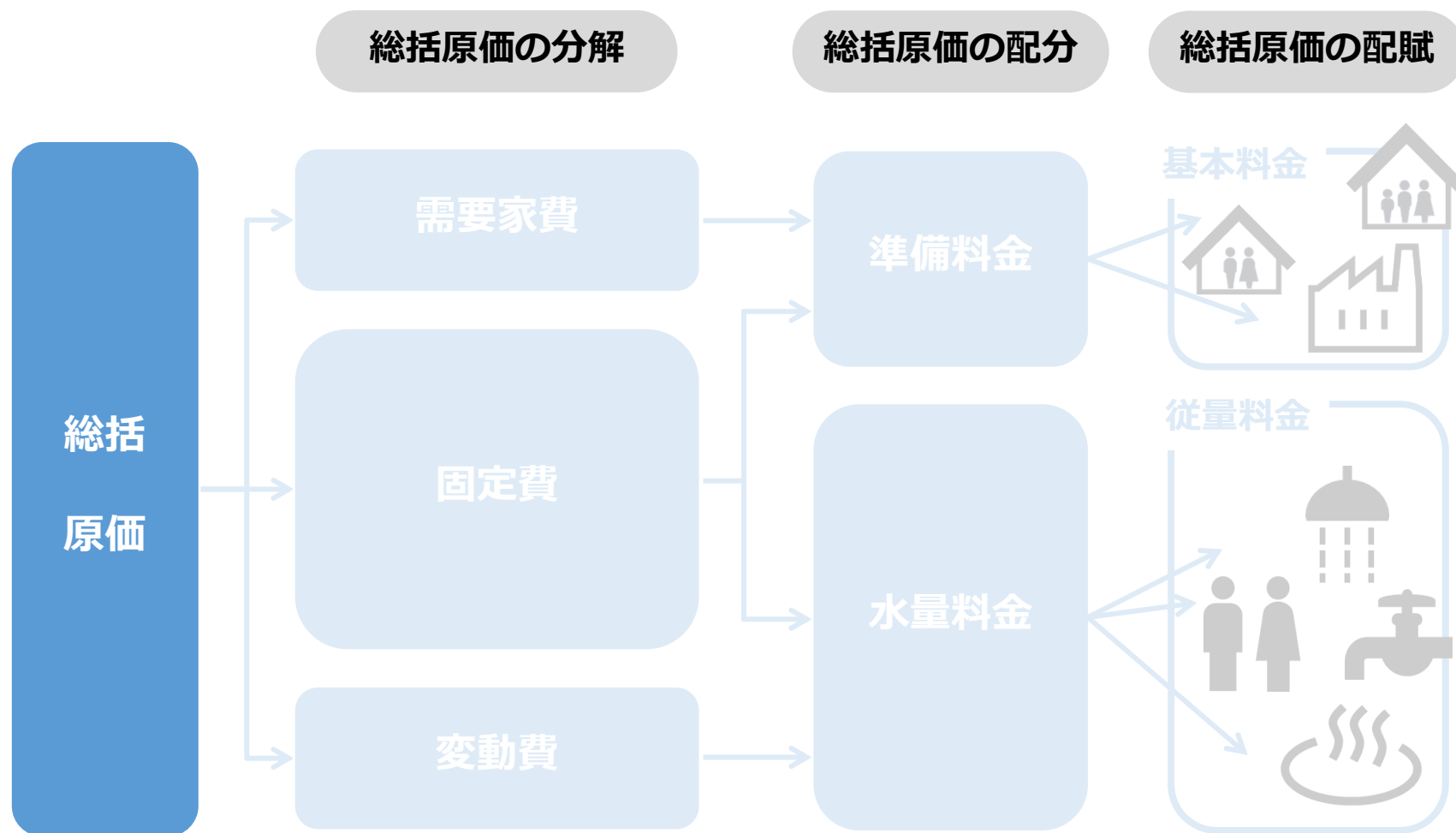
例) 水道メーター取替費、
検針徴収経費等

※これまで徴収していたメーター使用料は基本料金に含まれる。

総括原価の分解と料金体系への配賦（全体フロー）



総括原価の算定



本市水道事業の今後4年間の総括原価は

今後4年間（令和9年度～令和12年度）の総括原価は下記のとおりです。

令和12年度の経営目標数値を達成するには、最低でも平均改定率26.48%（資産維持率0.67%）以上が必要となりました。

（単位：千円）

費 用		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	金 額
営 業 費	職 員 給 与 費	119,033	118,182	119,973	121,258	478,446
	退 職 給 付 費	15,741	14,443	17,274	16,799	64,257
	修 繕 費	72,059	73,838	76,002	77,905	299,804
	動 力 費	41,523	42,224	42,940	43,667	170,354
	薬 品 費	22,615	22,997	23,388	23,784	92,784
	委 託 料 そ の 他	248,753	251,753	254,753	257,753	1,013,012
	減 価 償 却 費	704,454	720,533	740,983	756,784	2,922,754
	資 産 減 耗 費	4,596	54,596	22,770	4,596	86,558
資 本 費	支 払 利 息	57,118	65,577	80,553	93,435	296,683
	資 産 維 持 費	95,703	95,703	95,703	95,701	382,810
計		1,381,595	1,459,846	1,474,339	1,491,682	5,807,462
控 除 項 目		235,356	235,319	235,180	234,311	940,166
料 金 原 価 (A)		1,146,239	1,224,527	1,239,159	1,257,371	4,867,296
現行の給水収益 (B)		966,254	963,421	960,675	957,940	3,848,290
料金改定率 (A-B) / B		18.63%	27.10%	28.99%	31.26%	26.48%

資産維持費：対象資産 14,283,958千円 × 維持率 **0.67%** × 4年間 = **382,810千円**

【参考】下松市水道事業経営戦略の目標数値（見込値）

平均改定率を26.48%（資産維持率0.67%算入）にすると、令和12年度の目標値は下記のとおりとなります。

●採算性の確保

項目	令和6年度 (実績)	令和7年度 (速報)	令和12年度 (見込値)
料金回収率	95.61%	93.35%	103.51%

給水に係る費用が給水収益で賄えるよう料金回収率を100%以上になることを目標とします。

●事業運営資金の確保

項目	令和6年度 (実績)	令和7年度 (速報)	令和12年度 (見込値)
資金残高（千円）	1,420,881	1,431,622	1,230,807

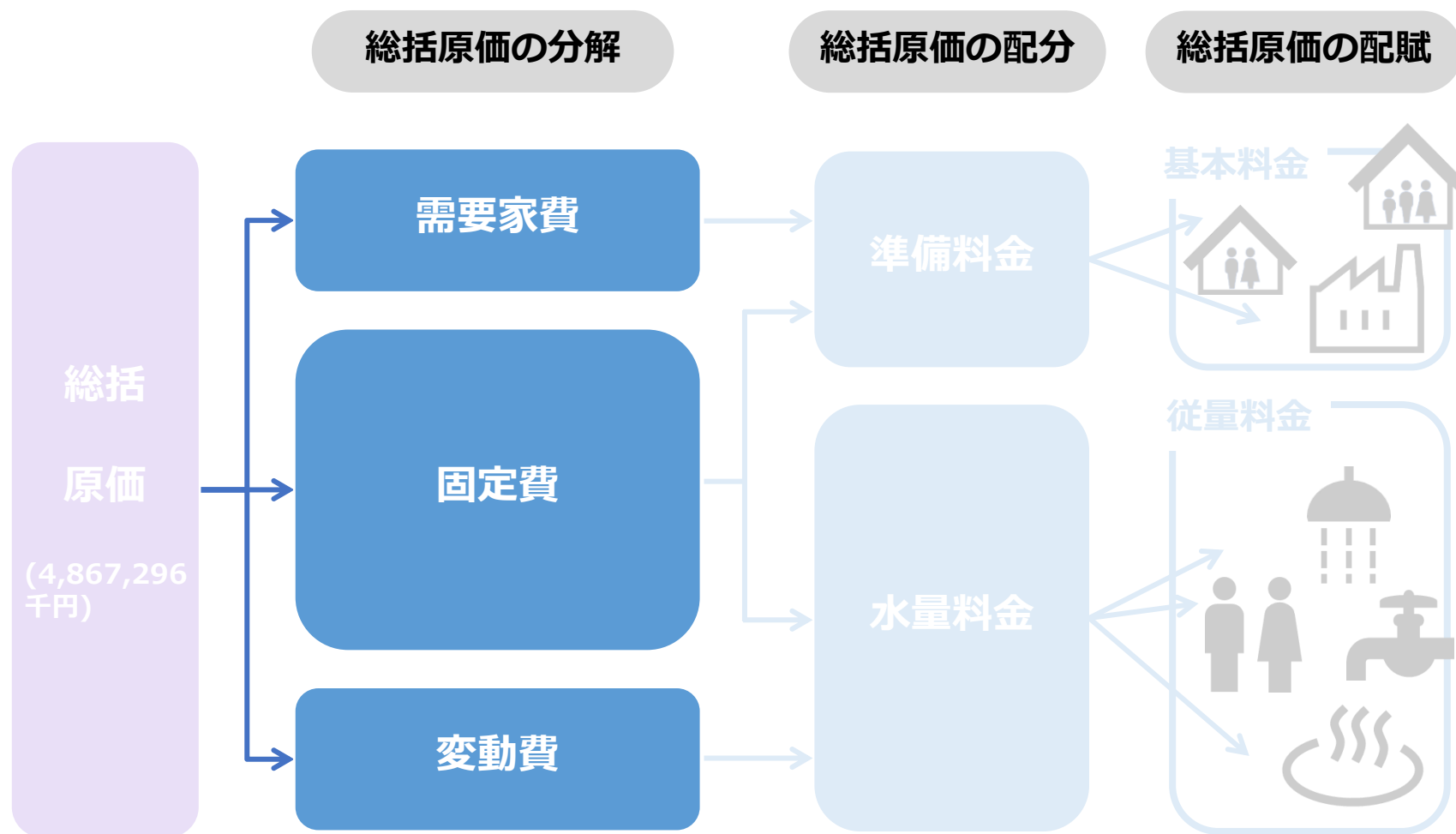
安全な水の安定供給のため確保すべき事業運転資金として、12億円以上の資金（1年間の給水収益相当分）を確保することを目標とします。

●企業債残高の抑制

項目	令和6年度 (実績)	令和7年度 (速報)	令和12年度 (見込値)
企業債残高 対給水収益比率	330.36%	326.94%	348.94%

世代間の公平性の観点から企業債残高対給水収益比率は、今後増大する施設更新や物価高騰等を考慮し、給水収益の約350%（3.5倍）程度以内を目安とします。

総括原価の分解



総括原価の分解（費用の定義）

総括原価をどのように回収すべきかを検討するため、総括原価を分解します。

総括原価

基本料金
or
従量料金



需要家費

量水器関係費や検針徴収関係費等
「水道の使用量とは関係なく、需要家（使用者）の存在により発生」する費用

固定費

維持管理費、減価償却費、支払利息等「水道の使用量とは関係なく、水道需要の存在に伴い固定的に発生」する費用

変動費

薬品、動力費等「水道の実使用（給水量の増減）に伴い発生」する費用

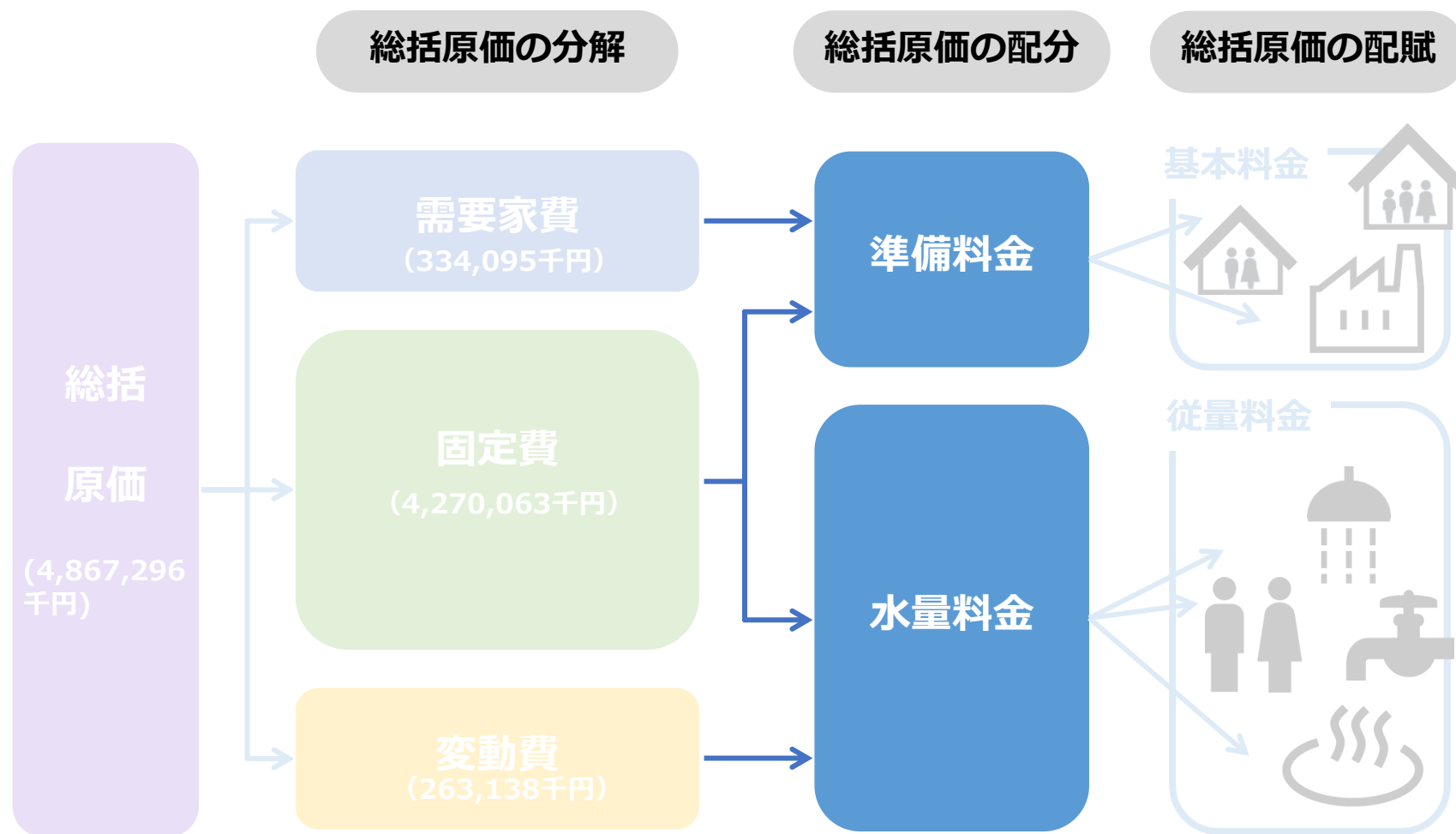
総括原価の分解結果

総括原価を分解した結果、**需要家費**、**固定費**、**変動費**は下記のとおりとなります。

(単位：千円)

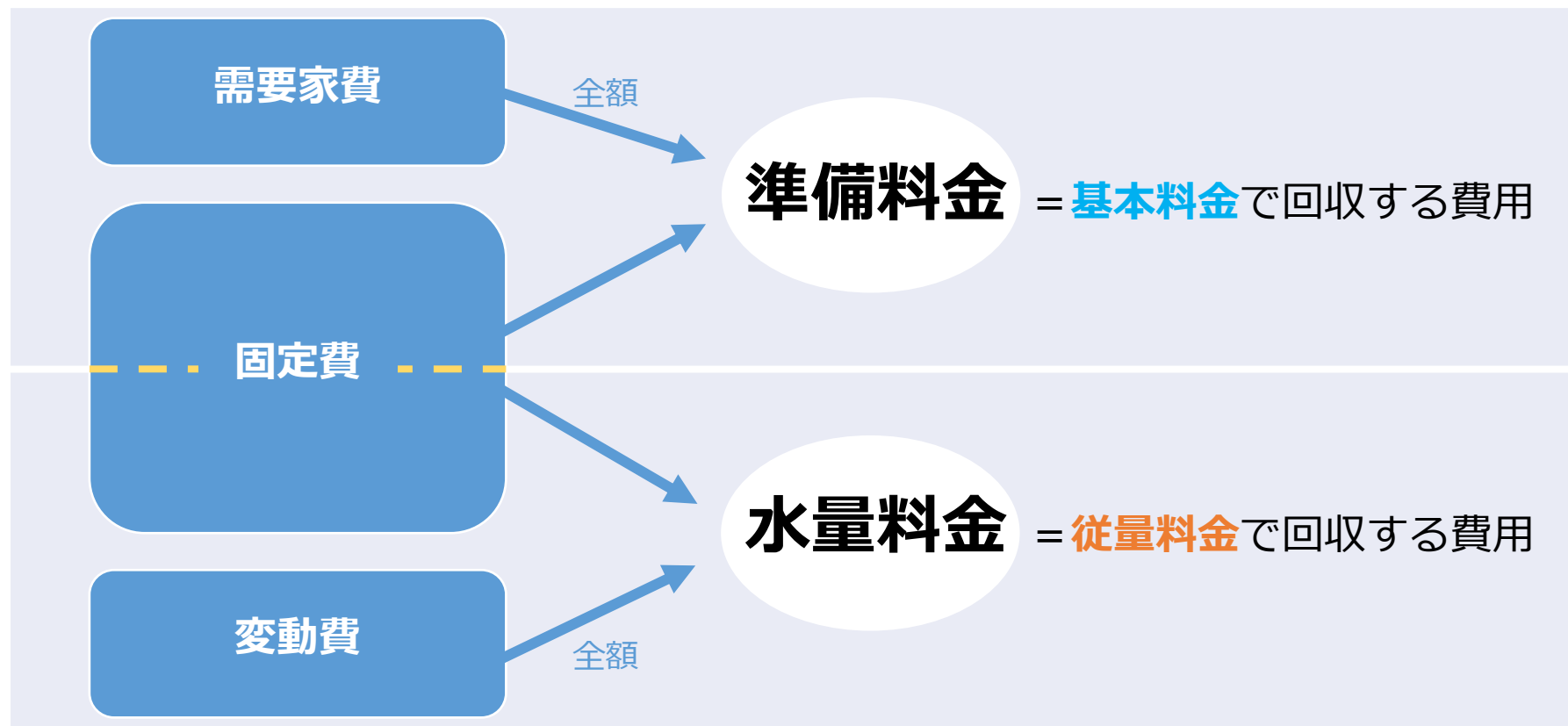
区 分 費 目	需要家費		固定費				変動費	合計
	検針徴収関係費	量水器関係費	維持管理費	減価償却費	支払利息	資産維持費		
職 員 給 与 費	47,845		430,601					478,446
退 職 給 付 費	6,426		57,831					64,257
修 繕 費	1,456	60,888	237,460					299,804
動 力 費							170,354	170,354
薬 品 費							92,784	92,784
委託料その他	332,416	49,832	630,764					1,013,012
減 価 償 却 費		3,294		2,919,460				2,922,754
資 産 減 耗 費		384	86,174					86,558
支 払 利 息					296,683			296,683
資 産 維 持 費	-					382,810		382,810
小 計	388,143	114,398	1,442,830	2,919,460	296,683	382,810	263,138	5,807,462
控除項目の配分	130,101	38,345	269,924	501,796				940,166
差 引	258,042	76,053	1,172,906	2,417,664	296,683	382,810	263,138	4,867,296
合 計		334,095				4,270,063	263,138	4,867,296

総括原価の配分



総括原価の配分（基本的な考え方）

総括原価から「基本料金で回収する費用」と「従量料金で回収する費用」を具体的に算出するため、総括原価の配分を行います。



総括原価の配分（固定費の配分）

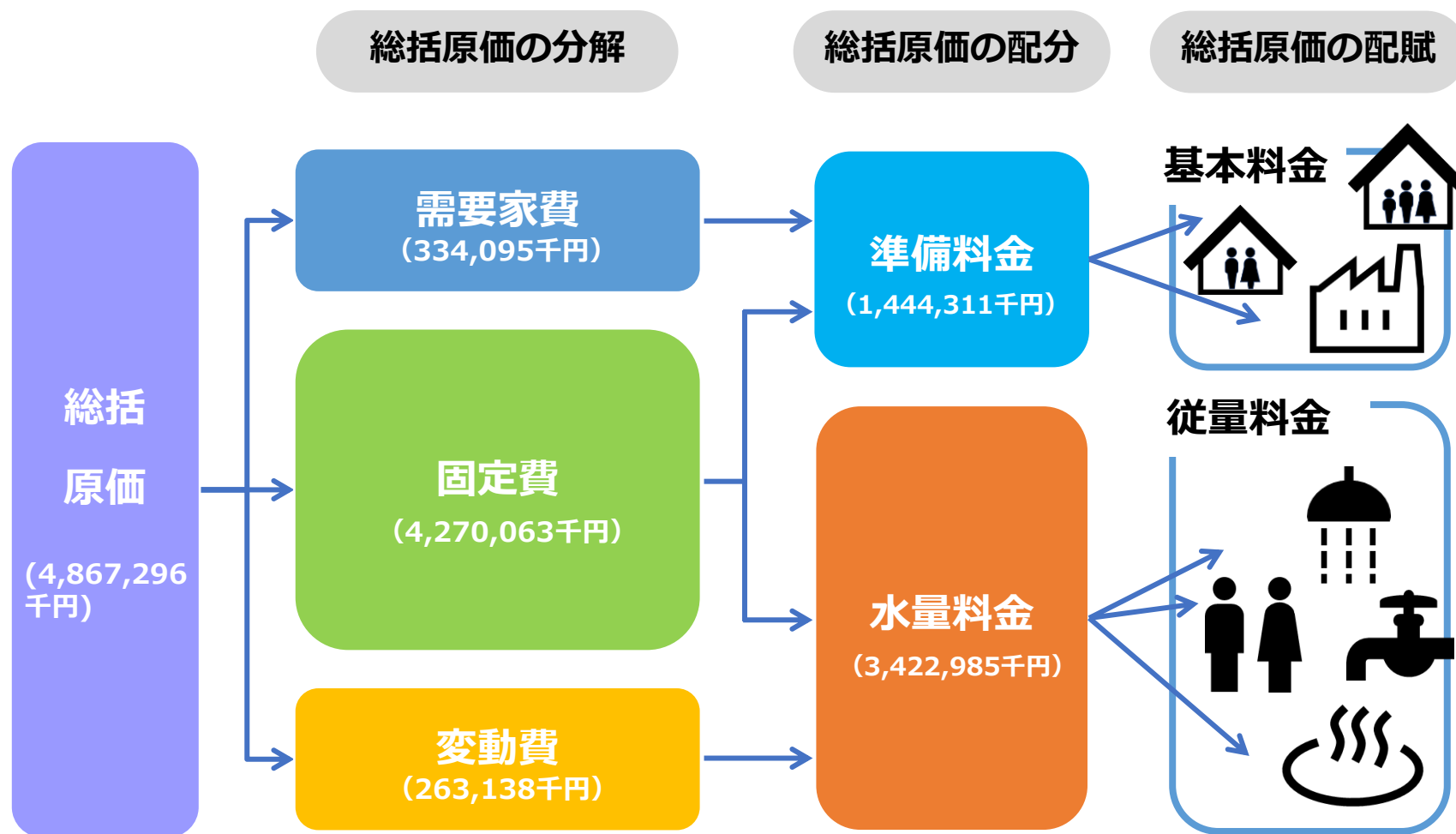
固定費・・・性質上、本来は全額を準備料金として配分するもの。

➡ 生活用水の低廉化が損なわれるため、固定費の全額を準備料金に配分せず、準備料金及び水量料金に配分します。

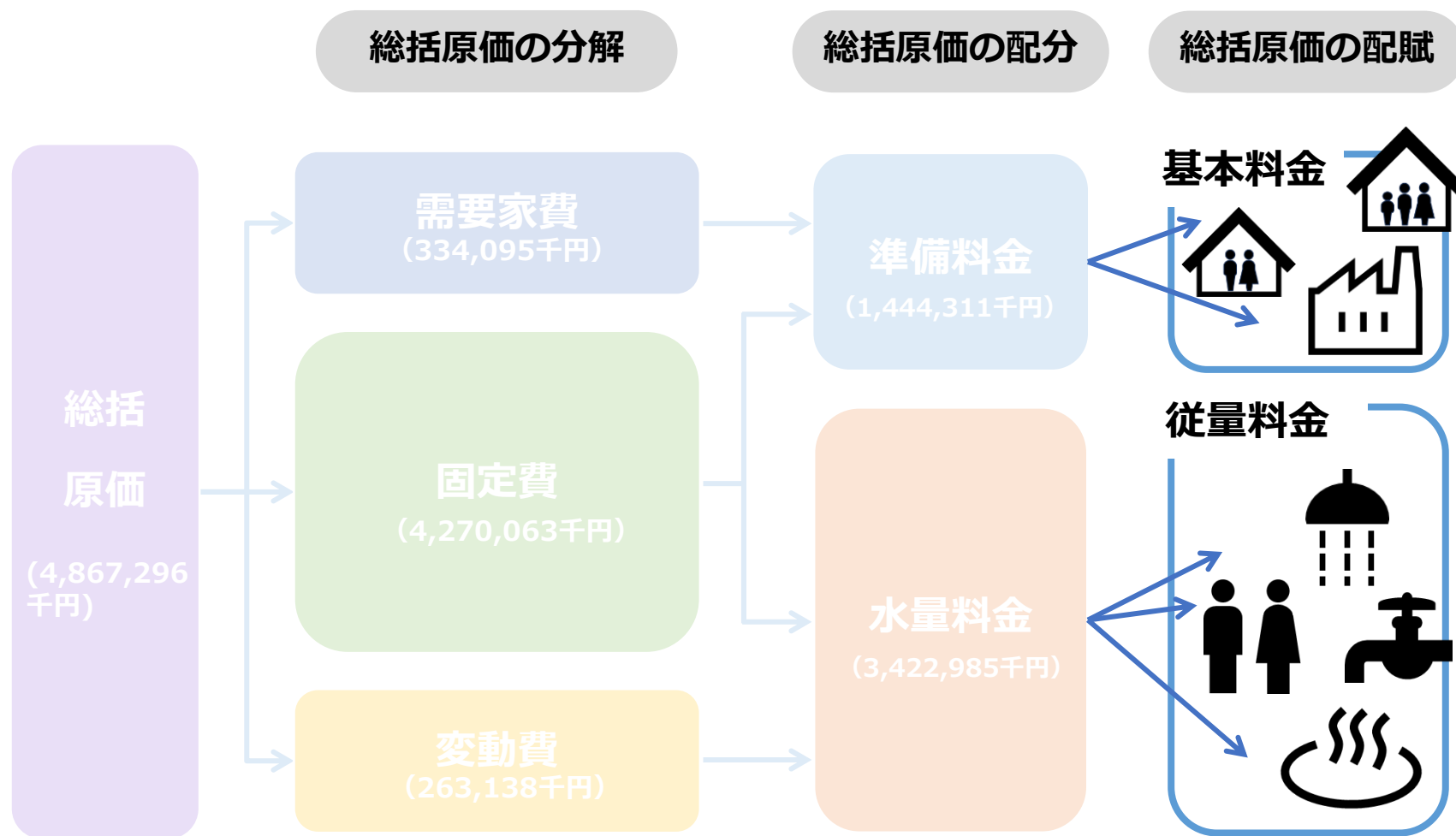
固定費の配分は、「算定要領」で示されており、本市はパターン（iii）で検討します。

	固定費配分方法		準備料金の配分割合	水量料金の配分割合	固定費配分率	
					準備料金	水量料金
パターン	(i) 負荷率 (5か年平均)	固定費総額に対して、最大給水量に対する最大給水量と平均給水量の差の比率を乗じて得た額を準備料金とし残余の固定費を水量料金とする方法	$(\text{最大給水量} - \text{平均給水量}) \div \text{最大給水量}$	$\text{平均給水量} \div \text{最大給水量}$	23.0%	77.0%
	(ii) 施設利用率 (5か年平均)	固定費総額に対して、浄水施設能力に対する浄水施設能力と平均給水量の差の比率を乗じて得た額を準備料金とし残余の固定費を水量料金とする方法	$(\text{施設能力} - \text{平均給水量}) \div \text{施設能力}$	$\text{平均給水量} \div \text{施設能力}$	43.0%	57.0%
	(iii) 最大稼働率 (5か年平均)	固定費総額に対して、浄水施設能力に対する浄水施設能力と最大給水量の差の比率を乗じて得た額を準備料金とし残余の固定費を水量料金とする方法	$(\text{施設能力} - \text{最大給水量}) \div \text{施設能力}$	$\text{最大給水量} \div \text{施設能力}$	26.0%	74.0%

総括原価の配分結果



総括原価の配賦



総括原価の配賦（基本的な考え方）

1 使用者あたりの基本料金単価及び従量料金単価を算出するため、総括原価の配賦を行います。

分類	対象	配賦方法
準備料金 (基本料金)	需要家費のうち、 検針・徴収関係費	各使用者に対し、均等に要する費用。 各使用者に均等配賦する。
	需要家費のうち、 量水器関係費	量水器の取得価格に比例して、差別 配賦する。
	準備料金に配分された 固定費	理論流量比と断面積比を考慮して配 賦する。
水量料金 (従量料金)	水量料金に配分された 固定費及び変動費	全額を有収水量 1 m ³ あたりに配賦。

総括原価の配賦（準備料金の配賦①）

需要家費のうち検針・徴収関係費は、1件1か月当たりの配賦額を算出し、各使用者に均等に配賦します。

〈検針・徴収関係費〉

費 目	総 額	1 件 1 か月当たり
検針・徴収関係費	258,042千円	192.32円

算定式：258,042,000 ÷ (111,812 × 12か月) ÷ 192.32円
P36へ 量水器設置数

【参考】口径別給水件数見込

算定期間中の量水器設置数は過去 3 年間の平均増減率から算出しています。

⑤ 口径別給水件数見込

年度 口径	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	合計
13 mm	7,700	7,470	7,250	7,030	29,450
20	18,950	19,200	19,450	19,710	77,310
25	870	870	870	870	3,480
40	280	280	280	280	1,120
50	72	72	72	72	288
75	23	23	23	23	92
100	12	12	12	12	48
150	4	4	4	4	16
200	1	1	1	1	4
250	1	1	1	1	4
計	27,913	27,933	27,963	28,003	111,812

総括原価の配賦（準備料金の配賦②）

需要家費のうち、量水器関係費は、量水器の取得価格に比例して差別配賦とします。

〈量水器関係費〉

区分 口径	量水器 設置個数 (a)	量水器 購入価格 指数 (b)	口径別配賦率		量水器関係費の配賦	
			a×b	左の配分比	総額	1件の月額
mm	件			%	千円	円
13	29,450	1.00	29,450	17.23	13,104	37.08
20	77,310	1.52	117,511	68.74	52,278	56.35
25	3,480	1.78	6,194	3.62	2,753	65.92
40	1,120	5.00	5,600	3.28	2,495	185.64
50	288	15.93	4,588	2.68	2,038	589.70
75	92	20.00	1,840	1.08	821	743.66
100	48	31.85	1,529	0.89	677	1,175.35
150	16	98.52	1,576	0.92	700	3,645.83
200	4	207.78	831	0.49	373	7,770.83
250	4	457.41	1,830	1.07	814	16,958.33
計	111,812		170,949	100.00	76,053	

◀ P36へ

総括原価の配賦（固定費の配分）

固定費を準備料金及び水量料金に配分します。

配分方法は ◀ P39のとおりです。

〈固定費〉

費 目	総 額	配 分	
		準備料金	水量料金
	千円	千円	千円
維持管理費	1,172,906	304,956	867,950
減価償却費	2,417,664	628,593	1,789,071
支払利息	296,683	77,138	219,545
資産維持費	382,810	99,529	283,281
計	4,270,063	1,110,216	3,159,847

◀ P36へ

総括原価の配賦（準備料金の配賦③）

準備料金の配賦は理論流量比と断面積比を考慮して配賦します。

＜準備料金の配賦＞

区分 口径	量水器 設置個数 (a)	補正 理論 流量比 (b)	口径別配賦率		固定費の配賦	
			a×b	左の配分比	総額	1件の月額
mm	件			%	千円	円
13	29,450	1.00	29,450	10.98	121,902	344.94
20	77,310	2.51	194,048	72.33	803,020	865.58
25	3,480	4.02	13,990	5.21	57,842	1,385.11
40	1,120	10.96	12,275	4.58	50,848	3,783.33
50	288	17.63	5,077	1.89	20,983	6,071.47
75	92	42.17	3,880	1.45	16,098	14,581.52
100	48	77.03	3,697	1.38	15,321	26,598.96
150	16	180.24	2,884	1.07	11,879	61,869.79
200	4	331.12	1,324	0.49	5,440	113,333.33
250	4	417.00	1,668	0.62	6,883	143,395.83
計	111,812		268,294	100.00	1,110,216	

※各口径の補正理論流量比は、「算定要領」等に基づく数値

◀ P46へ

有収水量の見込

算定期間中の有収水量は下記のとおり見込んでいます。

年 度 項 目	有収水量 (m ³)		
	一般使用分	契約水量	合 計
令和 9 年度	6,201,000	7,200,000	13,401,000
令和 10 年度	6,164,000	7,200,000	13,364,000
令和 11 年度	6,128,000	7,200,000	13,328,000
令和 12 年度	6,092,000	7,200,000	13,292,000
計	24,585,000	28,800,000	53,385,000

総括原価の配賦（水量料金の配賦）

水量料金に配分された固定費及び変動費を全額を有収水量 1 m³あたりに配賦します。

＜水量料金の配賦＞

費 目	総 額	有収水量 1 m ³ 当たりの 配 賦 額
	千円	円
維持管理費	867,950	16.26
減価償却費	1,789,071	33.51
支払利息	219,545	4.11
資産維持費	283,281	5.31
計	3,159,847	59.19

＜変動費＞

費 目	総 額	有収水量 1 m ³ 当たりの 配 賦 額
	千円	円
維持管理費 (薬品・動力)	263,138	4.93

算出式

$$3,159,847,000 \div 53,385,000 \div 59.19\text{円}$$

◀ P46へ

有収水量

$$263,138,000 \div 53,385,000 \div 4.93\text{円}$$

◀ P36へ

総括原価配賦表

総括原価を配賦した結果が下記のとおりです。

総括 原価 4,867,296千円	需要 家費 334,095千円	検針徴収 関係費 258,042千円	13	20	25	40	50	75	100	150	200	250	口径 (mm)			基本料金	1 か 月
		量水器 関係費 76,053千円	192.32	192.32	192.32	192.32	192.32	192.32	192.32	192.32	192.32	192.32	192.32	検針徴収 関係費	需要 家費		
	維持 管理費 1,172,906千円	37.08	56.35	65.92	185.64	589.70	743.66	1,175.35	3,645.83	7,770.83	16,958.33	量水器 関係費	固 定 費	計	従 量 料 金		
		344.94	865.58	1,385.11	3,783.33	6,071.47	14,581.52	26,598.96	61,869.79	113,333.33	143,395.83	上記の補正					
		574.34	1,114.25	1,643.35	4,161.29	6,853.49	15,517.50	27,966.63	65,707.94	121,296.48	160,546.48		上記の補正				
		600	1,200	1,700	4,300	7,000	16,000	29,000	67,000	123,000	163,000	上記の補正					
	固定費 4,270,063千円	減価償却 費等 2,417,664千円	59.19											固 定 費		従 量 料 金	
		支払利息 296,683千円	4.93											変 動 費			
			資産 維持費 382,810千円	64.12											計		
				65.00											上記の補正		
変動費 263,138千円																	

【参考】算定要領を基にした料金体系

① 基本料金（1か月あたり）－税抜

口径	料 金
13 mm	600 円
20 mm	1,200 円
25 mm	1,700 円
40 mm	4,300 円
50 mm	7,000 円
75 mm	16,000 円
100 mm	29,000 円
150 mm	67,000 円
200 mm	123,000 円
250 mm	163,000 円

② 従量料金（1か月あたり）－税抜

用途	口径	使用水量	1㎡あたり料金（円）	改定率（％）
家事用 営業用 市立施設用 工業用	全口径	1㎡以上	65	－
船舶・臨時用	全口径	1㎡以上	169	26.0
公衆浴場用	全口径	1㎡以上	48	26.0
私設消火栓	全口径	1個1回10分ごとに	464	26.0

住みよさランキングの指標（東洋経済新報社）

【参考】 1か月：口径 13 mm 使用量 24 ㎡の場合

● 算定要領を基にした料金体系・・・**2,376円（税込）/月**
（ 現行料金：1,833円（税込）/月 ）

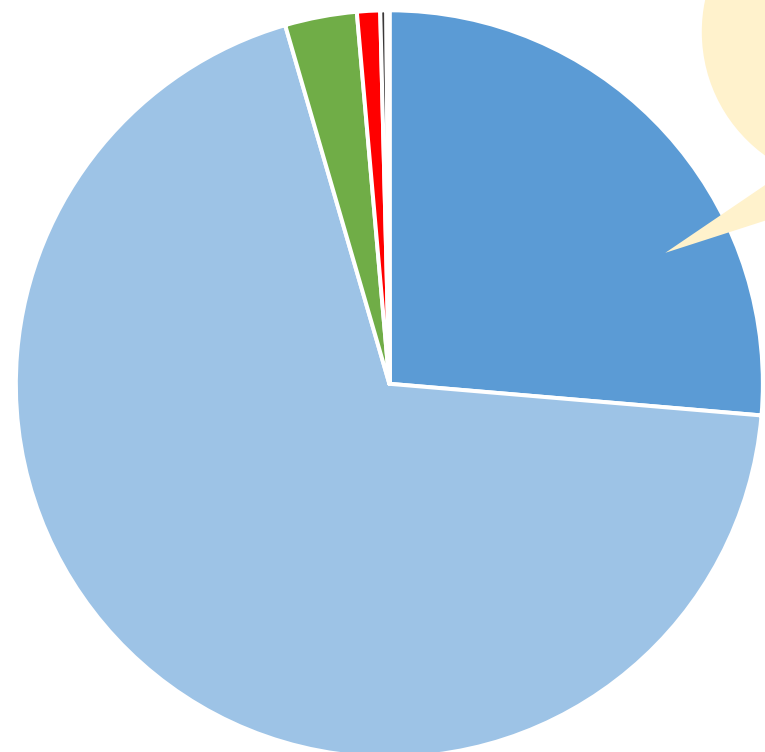
改定額
543円
(改定率29.6%)

【参考】モデルケースごとの影響額（1か月・税抜）

モデル	口径	使用量	現行料金	改定料金	改定額	改定率
単身 	13mm	10 m ³	715 円	1,250 円	535 円	74.8%
	20mm	10 m ³	725 円	1,850 円	1,125 円	155.2%
2～3人家族 	13mm	20 m ³	1,395 円	1,900 円	505 円	36.2%
	20mm	20 m ³	1,405 円	2,500 円	1,095 円	77.9%
4～5人家族 	13mm	30 m ³	2,075 円	2,550 円	475 円	22.9%
	20mm	30 m ³	2,085 円	3,150 円	1,065 円	51.1%
店舗兼住宅	25mm	50 m ³	3,630 円	4,950 円	1,320 円	36.4%
飲食店など	40mm	250 m ³	19,080 円	20,550 円	1,470 円	7.7%
工場など 	50mm	300 m ³	23,630 円	26,500 円	2,870 円	12.1%
	75mm	700 m ³	54,730 円	61,500 円	6,770 円	12.4%
	100mm	1,000 m ³	78,130 円	94,000 円	15,870 円	20.3%
	150mm	3,000 m ³	233,330 円	262,000 円	28,670 円	12.3%

【参考】下松市の水道使用者分布図（令和7年度）

水道使用者割合（％）



■ 13mm ■ 20mm ■ 25mm ■ 40mm ■ 75mm
■ 100mm ■ 150mm ■ 200mm ■ 250mm

13・20・25mmの水道使用者
全体の**約98.6%**

口径	合計（個）	割合
13 mm	8,188	29.35
20	18,456	66.14
25	874	3.13
40	275	0.99
50	72	0.26
75	23	0.08
100	12	0.04
150	4	0.01
200	1	-
250	-	-
計	27,905	100.00

算定要領に基づく料金体系の結果（まとめ）

- 少量使用者の料金改定率が高い傾向となった。
- 逡増制廃止により、多量使用者の料金改定率が低い傾向となった。

改定率

多量使用者 < 少量使用者
(小口径13~25mm) ●●● 割高感

本市は口径13~25mmの水道使用者が全体の約98.6%を占めているため、料金体系の調整を行う必要がある。

第2回審議会のまとめ

- 水道料金見直しの方向性を示しました。
- 水道料金の算定方法について説明しました。

経営戦略目標数値(令和12年度)を達成するには、
平均改定率26.48%（資産維持率0.67%）以上が必要です。

- 算定要領に基づいて料金体系を設定すると、
小口径（13～25mm）の少量使用者の料金改定率が高い
傾向となりました。

➡ 料金体系の調整を行う必要があります。

第3回審議会（8月以降開催予定）

- 水道料金体系（案）について

ご清聴ありがとうございました

